

従業員の教育訓練や資格取得を応援する事業主の皆さまへ

令和7年10月1日に「教育訓練休暇給付金」が創設されました

雇用保険の一般被保険者が、在職中に職業に関する教育訓練を受けるための休暇を取得した場合、休暇期間中、失業給付に相当する給付を受けることができます。

事業主の皆さまへのお願い

教育訓練休暇給付金は、一般被保険者である労働者本人の意思で、業務命令によらず、就業規則等に基づき、教育訓練を受けるための無給の休暇を取得することが支給要件になっています。
給付金を受けるのは労働者本人ですが、手続きに関して事業主の皆さまのご対応が必要です。
下記の支給までの流れをご確認ください。

注意

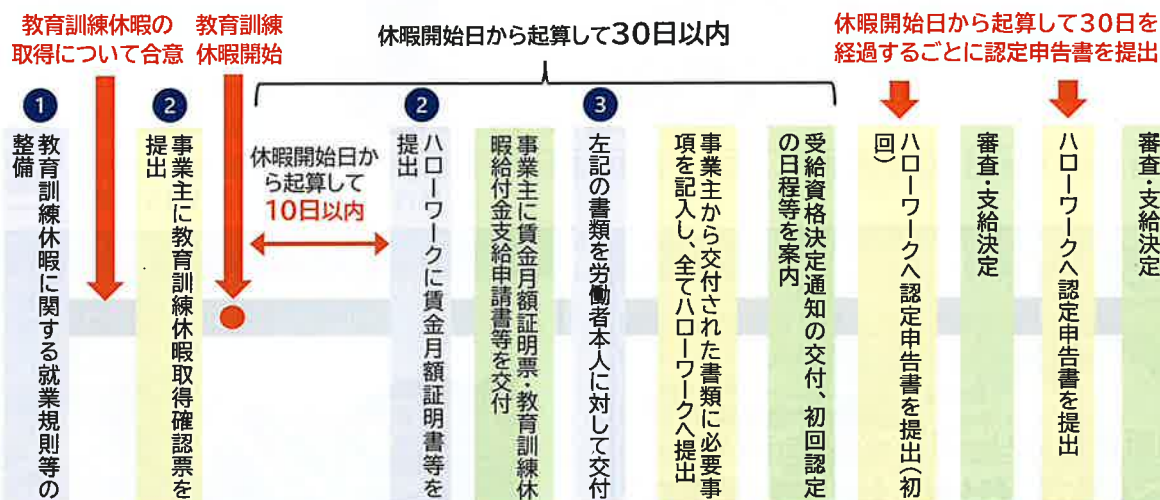
解雇等を予定している労働者は、教育訓練休暇給付金の支給対象にはなりません。
なお、解雇等を予定している労働者について、虚偽の届出を行った場合は、罰則の対象になります。

支給までの流れ

事業主

労働者

ハローワーク



詳しくは「教育訓練休暇給付金のご案内」(パンフレット)及び厚生労働省ホームページをご確認いただき、ご不明な点は近くのハローワークまでお問い合わせください。



厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク

LL070707保01

IT時代の
ディスクロージャー情報
を活性化する



e-Disclosure
Solutions

企業経営のキーワード「ディスクロージャー」は、経済のデジタル化革命によってスピードと効率化とを同時に満足させるべく「e-Disclosure」へと変貌します。ディスクロージャー情報を活性化する数々のご提案が宝印刷の新事業領域。「信頼」の宝印刷を継続させ、「革新」の宝印刷をご提案してまいります。

代表取締役会長 堆 誠一郎

〒171-0033 東京都豊島区高田3-28-8
TEL 03-3971-3101 FAX 03-3971-3140
<https://www.takara-print.co.jp/>

宝印刷
TAKARA